

# 市町村の運営力における地域間格差

立命館大学：道端、藤原、村田、松村、土岐  
文責 桂、池本、長妻

はじめに

介護保険制度は、住民にもっとも身近な存在としての市町村が、住民参加を通じて地域独自の介護保険体制をつくり上げていくことを目指しているといえる。それは、地域住民のニーズをすばやく行政に反映するために、これからの少子・高齢社会が求める社会保障のひとつのあり方である。

しかし、その受け皿はまだ充分整っておらず、高度な行政運営力が求められる介護保険制度に対応しきれない市町村が事実存在している。こうした市町村の運営力の差が、介護保険における地域間格差の一因になっていると考えられる。この格差改善のためには、全国的な調整と、市町村運営力の早急なる補填及び向上が必要である。

そこでまず、低所得者対策における格差に着目し、市町村運営に向けて、全国的な調整を図るための国の役割について考える。次に、広域連合が運営力の補填に即対応し得るものとして、その有効性について述べる。

## 低所得者対策の格差

### 1. 第一号被保険者の保険料と低所得者対策

#### (1) 保険料の算定 介護保険法第29条2項

- ・ 基準月額 × 所得に応じた保険料率

#### (2) 保険料率

- ・ 国の示すモデルは5段階(表1)
- ・ 必要な場合は6段階も設定可能(採用は10市町村)(表2)

#### (3) 独自減免の動き 2001年4月現在139市町村(表3)

例 北海道七飯町 千葉県柏町 東京都狛江市 兵庫県神戸市

- ・ 厚生省の立場 3原則を守った形での減免を指導

### 2. 低所得者対策について(立命館の意見)

#### (1) 低所得者対策の必要性

- ・ 独自減免を行う市町村は全体の約4%
- ・ 残りは5段階モデルに合わせて保険料を決定
- ・ 減免措置は市町村の裁量とする介護保険審査会

しかし

- ・ 現在の5段階モデルは低所得者対策としては不十分  
理由 生活保護受給者より低い所得でも徴収される。  
住民税非課税層の所得格差(収入がゼロ近い人から266万円まで)  
より所得の低い人の保険料のほうが高くなる「逆転現象」  
第1段階と第5段階の差が3倍しかない。  
低所得者に重い負担を強い、公平性が確保されていない

#### (2) 低所得者対策における国の役割

- ・ 減免措置に消極的な自治体に住む低所得者の救済
- ・ 5段階モデルの抜本的見直し

段階数、保険料率、段階該当者の改正

低所得の生活困窮者には全額免除、あるいはそれに近い保険料とする

所得に応じた、よりきめ細やかな段階を設定。第一号被保険者の保険料だけでカバーしきれない場合は、財源そのものの見直しも必要だと思われる。

## 介護保険における広域連合

### 1. 広域連合とは

#### (1) 制度概要

広域連合とは地方自治法改正（平成7年施行）で制度化された特別地方公共団体のこと。

「普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域に渡り処理することが適当であると認めるものに関し～広域連合を設けることができる」(地方自治法第284条3項)

多様化する広域的な行政ニーズへの適切で効率的な対応や、国からの権限委譲の受け入れ体制の整備を目的とする

地方自治体が単独で処理するよりも、他の地方公共団体と協力して広域連合を設置して行う方が効率的な事務、あるいは単独で行うには困難で高度な事務について連携・協力することができる制度 c.f.一部事務組合、市町村相互安定化事業

#### (2) 介護保険での採用

小規模市町村・・・介護保険行政の膨大で複雑な事務処理、財源確保、マンパワーの確保が困難＝市町村運営力の不備 補填・向上の必要性

広域連合により、事務のスリム化、財政の安定化、権限委譲への適正なる行使準備等が見込まれる 運営力の補填・向上も見込まれる c.f.厚生労働省の推奨

問題点：広域連合の肥大化により住民のニーズが把握しきれなくなる

### 2. 広域連合の実態

#### (1) 実施状況

#### (2) 実例

### 3. 広域連合の役割

広域連合は過渡期における緊急避難的な対策となりうる。その役割として市町村運営力の補填に即対応するだけでなく、市町村毎の運営力を蓄え、その向上を図るものである。

充分な運営力 将来的には市町村独自の介護保険体制への移行

(その一助となりうる市町村安定化事業)

## おわりに

介護保険制度は、住民に近い存在の市町村が主体となって作り上げていくものである。それにあたり、地域住民のニーズに見合う独自性を打ち出していくことが求められるのだが、経済的弱者を切り捨てにしないことを常に念頭におかねばならない。

今、緊急的に取り組まねばならないのは、重過ぎる負担を感じる人を出さない、低所得者に充分配慮した制度を整えることであり、その為には市町村の運営力格差を補填し、さらに向上させていかなければならない。そしてそこには、ある程度の国の協力が必要であると考え。また、広域連合を組むことで、個々としては弱い運営力を高めていくことも必要である。

そしてそれらを整えたうえで、市町村主体の運営に介護保険を委ね、市町村相互安定化事業、住民参加などを通じて、介護保険制度を地域ニーズに対応し得るものとして発展させていくべきである。